



発行 新潟県

第 44 号

平成26年6月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

45 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）

訓 令

10 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

告 示

- 946 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 947 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 948 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 949 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 950 道路の区域変更（道路管理課）
- 951 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 公聴会の開催の中止（都市政策課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局告示

- 4 公金の収納事務の委託（病院局総務課）
- 5 新潟県病院局財務規程による指定代理納付者の指定（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 19 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第45号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(55) (略)</p> <p>(55)の2 薬事法第4条第4項の規定による薬局の開設の許可の更新をすること。</p> <p>(56)～(56)の4 (略)</p> <p>(57) 薬事法第10条（同法第38条において準用する場合（配置販売業に係るものを除く。）並びに同法第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による<u>休廃止等</u>の届出を受理すること。</p> <p>(58)～(65) (略)</p> <p>(65)の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号、第65号の4及び第14条第23号の3から第23号の5までにおいて「旧薬事令」という。）第45条第1項の規定による許可証の書換え交付をすること。</p> <p>(65)の3・(65)の4 (略)</p> <p>(66) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）附則第3条の規定による届出等を受理すること。</p> <p>(66)の2 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による<u>届出等</u>を受理すること。</p> <p>(67)～(267) (略)</p>	<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(55) (略)</p> <p>(55)の2 薬事法第4条第2項の規定による薬局の開設の許可の更新をすること。</p> <p>(56)～(56)の4 (略)</p> <p>(57) 薬事法第10条（同法第38条において準用する場合（配置販売業に係るものを除く。）並びに同法第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による<u>薬局の廃止、休止、再開又は管理者等の変更</u>の届出を受理すること。</p> <p>(58)～(65) (略)</p> <p>(65)の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第2条から第4条までの規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号、第65号の4及び第14条第23号の3から第23号の5までにおいて「旧薬事令」という。）第45条第1項の規定による許可証の書換え交付をすること。</p> <p>(65)の3・(65)の4 (略)</p> <p>(65)の5 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の4第2項（同令第142条において準用する場合を含む。）の規定による郵便等販売の届出を受理すること。</p> <p>(66) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第10条の規定による<u>店舗管理者の届出</u>を受理すること。</p> <p>(66)の2 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第11条の規定による<u>店舗管理者の届出</u>を受理すること。</p> <p>(66)の3 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第17条の規定による<u>営業所管理者の届出</u>を受理すること。</p> <p>(66)の4 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第42条の規定による郵便等販売の届出を受理すること。</p> <p>(67)～(267) (略)</p>

<p>2・3 (略)</p> <p>(家畜保健衛生所長への委任)</p> <p>第14条 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 薬事法第40条第1項及び第2項において準用する同法第10条第1項の規定による動物用高度管理医療機器等及び動物用管理医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出を受理すること。</p> <p>(19)～(31) (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(家畜保健衛生所長への委任)</p> <p>第14条 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 薬事法第40条第1項及び第2項において準用する同法第10条の規定による動物用高度管理医療機器等及び動物用管理医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出を受理すること。</p> <p>(19)～(31) (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、平成26年6月12日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第10号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成26年6月12日から実施する。

平成26年6月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「削除別表細目号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第6 （第15条関係）		別表第6 （第15条関係）	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項		(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課長）	(1)～(17) (略) (18) 薬事法第10条（同法第38条において準用する場合（配置販売業に係るものを除く。）並びに同法第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による <u>休廃止等</u> の届出を受理すること。 (19)～(22) (略) (22)の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号及び第22号の4において「旧薬事令」という。）第45条第1項の規定による許可証の書換え交付をすること。 (22)の3・(22)の4 (略) (23)～(25) (略)	保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課長）	(1)～(17) (略) (18) 薬事法第10条（同法第38条において準用する場合（配置販売業に係るものを除く。）並びに同法第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による <u>薬局の廃止、休止若しくは再開又は管理者等の変更</u> の届出を受理すること。 (19)～(22) (略) (22)の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第2条から第4条までの規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号及び第22号の4において「旧薬事令」という。）第45条第1項の規定による許可証の書換え交付をすること。 (22)の3・(22)の4 (略) <u>(22)の5 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の4第2項（同令第142条において準用する場合を含む。）の規定による郵便等販売の届出を受理すること。</u> (23)～(25) (略)
(略)		(略)	

告 示

◎新潟県告示第946号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、加茂市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年6月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月16日（水）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	加茂市民体育館	加茂市全域
7月17日（木）		公民館須田分館 加茂市民体育館 加茂市役所	
7月18日（金）			
7月22日（火）			
7月23日（水）			
7月24日（木） 7月25日（金）			
7月28日から平成27年3月13日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、平成27年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第947号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の川口土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成26年6月10日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 就 任

理事	長岡市西川口608番地	岡村 讓 (理事長)
〃	〃 川口和南津773番地2	丸山 秀二
〃	〃 川口中山191番地5	古田島 茂則
〃	〃 西川口1627番地3	大淵 英継
〃	〃 西川口116番地	真島 松栄
〃	〃 西川口2396番地	関 達市
〃	〃 西川口2478番地	山田 隆男
〃	〃 西川口591番地	岡村 和明
〃	〃 川口牛ヶ島1199番地	江島 一夫
〃	〃 川口相川1881番地1	広井 利明
〃	〃 川口相川2007番地	石坂 朗

" " 川口武道窪61番地 1 阿部 篤
 " " 東川口251番地 目黒 喜代司
 " " 川口中山1077番地 5 古田島 宏明
 監事 " 川口和南津703番地 2 覚張 芳夫
 " " 西川口2013番地 小宮山 正明
 " " 川口武道窪43番地 阿部 晴夫

就任年月日 平成26年5月22日

2 退任

理事 長岡市西川口608番地 岡村 讓
 (理事長)
 " " 川口相川1862番地 星野 良治
 " " 西川口1675番地 小宮山 松治
 " " 川口牛ヶ島1077番地 江島 隆
 " " 西川口2425番地 山田 武夫
 " " 川口和南津773番地 2 丸山 秀二
 " " 川口相川618番地 1 佐治 吉継
 " " 川口中山176番地 古田島 悟史
 " " 川口牛ヶ島1149番地 1 保科 義明
 " " 川口武道窪43番地 阿部 晴夫
 " " 西川口460番地 関 邦彦
 " " 川口中山1077番地 5 古田島 宏明
 " " 西川口1377番地 山田 正巳
 " " 西川口1627番地 3 大淵 英継
 監事 " 川口中山838番地 1 平澤 博
 " " 西川口591番地 岡村 和明
 " " 川口武道窪61番地 1 阿部 篤

退任年月日 平成26年5月21日

◎新潟県告示第948号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年6月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
大門池	農用地保全施設整備(ため池等整備「老朽ため池」)事業	刈羽村	平成25年3月27日

◎新潟県告示第949号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年6月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
舟入川	農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設」)事業	上越市	平成24年10月10日

◎新潟県告示第950号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木沢相川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市川口武道窪字川内449番1から	新	9.0～22.0メートル	158.8メートル
同市川口武道窪字渡沢369番1まで	旧	9.0～22.0メートル	158.6メートル

◎新潟県告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 木沢相川線
- 2 供用開始の区間
長岡市川口武道窪字川内449番1から同市川口武道窪字渡沢369番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年6月10日

公 告

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、柏崎都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成26年6月10日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成26年6月19日（木） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
柏崎市中央町5番50号
柏崎市役所 第二分館302会議室

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が所有する自動車の任意自動車保険（以下「任意保険」という。）加入契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年6月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 案件名
新潟県が所有する自動車の任意自動車保険加入契約
 - (2) 任意保険加入台数 2,033台
 - (3) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
 - (4) 任意保険に加入する期間

平成26年8月2日(土)から平成27年8月2日(日)までの1年間

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 保険業法(平成7年法律第105号)第3条の規定により損害保険業免許を受けている者であること。
- (3) 対人賠償保険及び対物賠償保険に示談交渉サービスが付いている任意保険を有する者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県内の上越、中越及び下越のそれぞれの地区に営業所(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)を有し、任意保険加入契約締結後、当該任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。
- (6) 本入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

- (1) 入札、開札の日時
平成26年7月3日(木) 午前10時
- (2) 開札場所
新潟県庁出納局会計検査課入札室

5 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

- (4) 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、平成26年6月30日(月)午後5時までに前記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された応札仕様書を審査の結果、当該任意保険について履行することができると認められる者に限り入札に参加できるものとする。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 暴力団等の排除

- ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

- イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 当該任意保険に関し、保険業法第123条の規定による認可を受けていなかったこと若しくは届出をしていなかったことなど同法に抵触することが判明したとき、又は応札仕様書等新潟県に提出する書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他
詳細は入札説明書による。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年6月10日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 委託した事務

- (1) 新潟県立がんセンター新潟病院における外来駐車場の利用料金収納事務
- (2) 新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンターにおける外来駐車場の利用料金収納事務
- (3) 新潟県立六日町病院、新潟県立十日町病院、新潟県立小出病院、新潟県立中央病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院、新潟県立妙高病院及び新潟県立坂町病院における診療費等の収納事務

2 受託者の住所及び名称

- (1) 新潟市中央区下所島2丁目8番14号
株式会社YARUSHIKA
- (2) 新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号
株式会社NKSコーポレーション新潟支店
- (3) ア 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブナーイレブン・ジャパン
イ 東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ローソン
ウ 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
エ 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社サークルKサンクス
オ 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
山崎製パン株式会社
カ 東京都千代田区神田錦町1丁目1番地
ミニストップ株式会社
キ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
ク 茨城県土浦市小松2丁目13番1号
株式会社ココストアイースト
ケ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ
コ 群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セーブオン
サ 愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号
株式会社ココストア
シ 東京都中央区日本橋1丁目1番1号
国分グローサーズチェーン株式会社
ス 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート

- セ 東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
- ソ 東京都千代田区鍛冶町1丁目8番3号
地銀ネットワークサービス株式会社

3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

◎新潟県病院局告示第5号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第9条の2の規定により、収入の納付について代理納付させるため、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成26年6月10日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 指定した事務

新潟県立中央病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおいて、納入義務者に代わって診療費等の収入を納付する事務

2 指定代理納付者の住所及び名称

(1) 東京都文京区本郷3丁目33番5号

三菱UFJニコス株式会社

(2) 東京都港区南青山5丁目1番22号

株式会社ジェーシービー

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成26年6月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,781

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

342,377

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区 20,944

新潟市東区 38,090

新潟市中央区 48,939

新潟市江南区 18,856

新潟市秋葉区 21,476

新潟市南区 12,868

新潟市西区 43,152

新潟市西蒲区 16,752

長岡市三島郡	77,819
上越市	54,771
三条市	28,123
柏崎市刈羽郡	25,939
新発田市北蒲原郡	31,697
小千谷市	10,442
加茂市南蒲原郡	11,811
十日町市中魚沼郡	19,037
見附市	11,580
村上市岩船郡	20,145
燕市西蒲原郡	24,905
糸魚川市	12,989
妙高市	9,706
五泉市東蒲原郡	18,772
阿賀野市	12,443
佐渡市	17,067
魚沼市	10,903
南魚沼市南魚沼郡	18,486
胎内市	8,637